

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 19 条第 1 項の規定にもとづき申請を行なった電気供給約款（平成 25 年 4 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 3 の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、（契約種別および料金）および附則 8（延滞利息の適用開始までの取扱い）に定める料金率、59（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額および附則 4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、別表 2（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

- （ 1 ） （契約種別および料金）および附則 8（延滞利息の適用開始までの取扱い）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	52.50	2.50
電灯料金		
20 ワットまでの 1 灯につき	136.50	6.50
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	231.00	11.00
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	324.45	15.45
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	513.45	24.45
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	513.45	24.45
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	234.15	11.15
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	352.80	16.80
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	176.40	8.40

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
従量電灯 A		
最低料金		
1 契約につき最初の 12 キロワット時まで	305.55	14.55
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	17.05	0.81
従量電灯 B		
基本料金		
契約電流 10 アンペア	283.50	13.50
契約電流 15 アンペア	425.25	20.25
契約電流 20 アンペア	567.00	27.00
契約電流 30 アンペア	850.50	40.50
契約電流 40 アンペア	1,134.00	54.00
契約電流 50 アンペア	1,417.50	67.50
契約電流 60 アンペア	1,701.00	81.00
電力量料金		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.05	0.81
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.59	1.08
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25.37	1.21
最低月額料金		
1 契約につき	305.55	14.55
従量電灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	283.50	13.50
電力量料金		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.05	0.81
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.59	1.08
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25.37	1.21

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6.72	0.32
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	13.44	0.64
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトア ンペアまでごとに	13.44	0.64
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キ ロボルトアンペアまでの場合	134.40	6.40
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キ ロボルトアンペアまでごとに	134.40	6.40
臨時電灯 B		
基本料金		
契約電流 10 アンペアにつき	315.00	15.00
電力量料金		
1 キロワット時につき	27.10	1.29
臨時電灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	315.00	15.00
電力量料金		
1 キロワット時につき	27.10	1.29
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	47.25	2.25
電灯料金		
20 ワットまでの 1 灯につき	123.90	5.90
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯に つき	207.90	9.90
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯に つき	292.95	13.95
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯に つき	460.95	21.95
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワッ トまでごとに	460.95	21.95
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	211.05	10.05
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアン ペアまでの 1 機器につき	318.15	15.15
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につ き 50 ボルトアンペアまでごとに	159.60	7.60

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
公衆街路灯 B		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	257.25	12.25
電力量料金		
1 キロワット時につき	16.52	0.79
最低月額料金		
1 契約につき	286.65	13.65
低圧電力		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき	966.00	46.00
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	16.93	0.81
その他季料金	15.25	0.73
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	191.10	9.10
農事用電力 A (かんがい排水需要)		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき	640.50	30.50
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	12.36	0.59
その他季料金	11.28	0.54
農事用電力 B (脱穀調整需要)		
定額制供給の場合		
毎年最初の 30 日まで		
契約電力 0.5 キロワット	3,651.90	173.90
契約電力 1 キロワット	5,213.25	248.25
契約電力 2 キロワット	8,337.00	397.00
契約電力 3 キロワット	11,460.75	545.75
契約電力 4 キロワット	14,584.50	694.50
契約電力 5 キロワット	17,708.25	843.25
30 日をこえる 1 日につき		
契約電力 0.5 キロワット	29.51	1.41
契約電力 1 キロワット	59.01	2.81
契約電力 2 キロワット	118.02	5.62
契約電力 3 キロワット	177.03	8.43
契約電力 4 キロワット	236.04	11.24
契約電力 5 キロワット	295.05	14.05

( 2 ) 59 ( 一般供給設備の工事費負担金 ) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円	円
架空配電設備の場合 超過こう長 1メートルにつき	3,255.00	155.00
地中配電設備の場合 超過こう長 1メートルにつき	25,935.00	1,235.00

( 3 ) 附則 4 ( 公衆街路灯のお客さまについての特別措置 ) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
最低料金 1 契約につき最初の 12 キロワット時まで	286.65	13.65
電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	16.52	0.79

( 4 ) 別表 2 ( 燃料費調整 ) に定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
20 ワットまでの 1 灯につき	1.329	0.063
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯 につき	2.659	0.127
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯 につき	3.989	0.190
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6.648	0.317
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワ ットまでごとに	6.648	0.317
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につ き	1.986	0.095
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの 1 機器につき	3.971	0.189
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器 につき 50 ボルトアンペアまでごとに	1.986	0.095

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
(ロ) 臨時電灯 A		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.054	0.003
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.107	0.005
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルト アンペアまでごとに	0.107	0.005
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1.071	0.051
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キ ロボルトアンペアまでごとに	1.071	0.051
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.126	0.054
(ニ) 農事用電力 B (脱穀調整需要)		
1 日につき		
契約電力 0.5 キロワット	0.281	0.013
契約電力 1 キロワット	0.563	0.027
契約電力 2 キロワット	1.126	0.054
契約電力 3 キロワット	1.688	0.080
契約電力 4 キロワット	2.251	0.107
契約電力 5 キロワット	2.815	0.134
□ 従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	0.171	0.008